

福井県レディース卓球連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は、福井県レディース卓球連盟と称し、福井県卓球協会に加盟する。

第2条 本連盟の事務局は、原則として理事長のもとに置く。但し、別に定めて設置することができる。

第3条 本連盟は、県内に在住する25歳以上の卓球を愛好する女性で組織する。

第2章 目的及び事業

第4条 本連盟に所属する会員が、卓球を楽しみ、健康増進を計り、会員相互の親睦を深めることを
目的とする。

第5条 本連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 初心者でも卓球を十分楽しめる大会、レクレーション大会、その他の楽しいイベント等
- (2) 婦人卓球のレベル向上を目指し、北信越レディース大会、全国レディース大会等に参加できる選手養成の機会提供
- (3) 卓球を広く婦人層に普及するための活動
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 役 員

第6条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名
3. 理 事 長 1名
4. 副理事長 1名
5. 事 務 局 1名(会計兼任)
6. 理 事 各支部代表1名及び会長推薦(若干名)
7. 監 事 1名(副会長兼任)

上記の他に下記の役員を置くことができる。
名誉会長、名誉副会長、名誉顧問、顧問

第7条 本連盟の理事の役割は、次の通りとする。

1. 各支部の取りまとめをする。
2. 総会に出席する。

3. 大会の準備、進行の補助。

第8章 役員の任期と定年は次のとおりとする。

1. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた時は補充することが出来る。
2. 役員の定年は満75歳とし、定年に達した年度の末日をもって退任する

第9条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本連盟を代表し、会務を総理し、総会、理事会の議長を努める。
2. 理事長は、理事会を統括し、本連盟の全活動の企画立案、実施の任に当たる。
3. 理事は、理事会を構成する。
4. 会計は、経理を担当する。
5. 監事は、会計監査に当たる。

第4章 会 議

第10条 総会は、毎年4月に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。総会での決議は出席者の過半数にて成立する。会計報告、その他の事業事項を審議する。

第5章 会 計

第11条 本連盟の経費は、下記の収入をもって当てる。

1. 事業収益
2. 各種補助金
3. 寄付金
4. 登録料
5. その他の収入

第12条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第13条 本連盟の予算は、毎年4月の総会で審議し、決算は監事の監査を経て翌年の総会で承認を得るものとする。

第6章 登 録、所 属

第14条 本連盟に所属する会員は、原則として日本卓球協会に登録するものとする。

第7章 規約の改正

第15条 本会の規約の改正には、本連盟の総会にて出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則 1. 本規約は平成3年(1991年)4月1日より施行する。(制定)

付則 2. 本規約は令和3年(2021年)4月1日より施行する。(第8章の2追加 役員の定年)

付則 3. 本約は令和 4 年(2022 年)4 月 1 日より施行する。(第 15 条の規約改正 賛成割合)